

追 加 議 案 (令和4年12月6日提出)

議案番号	件 名
議第96号	令和4年度 人吉市一般会計補正予算 (第10号)
議第97号	人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第98号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第99号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 97 号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 98 号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 99 号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第97号

人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年人吉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条各号を次のように改める。

- (1) 介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了し、かつ、引き続き任命権者を同じくする職に任用されないことが明らかでない会計年度任用職員
- (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるもの

第19条各号を次のように改める。

- (1) 勤務時間が6時間15分以上の日がある会計年度任用職員
- (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で、1年間の勤務日が121日以上であるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護休暇等の取得要件緩和のため、条例の一部を改正するものである。

議第98号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年人吉市条例
第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一
部を改正するものである。

議第 99 号

人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

人吉市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「第 5 条」を「第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第 26 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

